

産業建設委員会 会議録

=====
日 時 平成30年11月27日（火曜日）
午前10時開会、午後0時20分閉会
場 所 第4委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
(1) 都市産業部関係について
(2) 建設部関係について
 - 4 その他
 - 5 閉 会
-

出席委員（9名）

委員長	小坂	博
副委員長	勝田	達也
委 員	内田	卓男
委 員	竹内	裕
委 員	川原場	明朗
委 員	寺内	充
委 員	矢口	清
委 員	柴原	伊一郎
委 員	吉田	千鶴子

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

都市産業部長	塚本	隆行
建設部長	柴沼	正弘

商工観光課長	皆藤 秀宏
農林水産課長	室町 和徳
都市計画課長	佐々木 啓
建築指導課長	坂本 憲一
道路課長	和田 利昭
住宅営繕課長	櫻井 良哉
下水道課	岡田 美徳
公園街路課長	岡田 良一
水道課長	小林 正典
農業委員会事務局	矢口 勉

事務局職員出席者	村瀬 潤一
----------	-------

傍聴者	0名
-----	----

○小坂委員長 ただ今から産業建設委員会を始めさせていただきます。それでは早速、12月定例会上程議案等についての協議事項の方に入りたいと思います。アの土浦市手数料条例の一部改正（案）について、説明をお願いいたします。

○坂本建築指導課長 別添資料1土浦市手数料条例の一部改正（案）についてご説明いたします。1ページをお開き下さい。1番の条例改正の背景でございますが、建築基準法の一部改正によりまして、接道規制の適用除外に係る手続きの合理化、それと仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例が認められました。このことにより、以上2つの申請手数料を徴収するため、条例の別表第7の一部を改正するものでございます。それでは、2ページをお開きください。改正の内容ですが、本条例の別表第7を改めるものとなります。上から5行目、別表第7の2の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改めます。それと同項を同表2の2の項としまして、同表1の項の次に次の1項を加えるものです。これちょっと分かりづらいものですから、3ページの新旧対照表でご説明申しますと、右の現行2段目の2の項、朱書の第43条第1項ただし書を、左の改正案で、第43条第2項第2号と改正するものです。備考欄記載のとおり、条ずれに合わせての修正となります。その上、上段の2の項の欄は、新設でございます。備考欄記載のとおり、接道規制の除外手続は建築審査会の同意を得て許可を必要としておりましたが、改正により一定の基準に適合し、特定行政庁が認めたものについては、接道規制が除外されることとなり、この申請手数料を新たに設けるものであります。今までの43条第1項のただし書が、今、説明いたしました、2の項と2の2の項を、これを1つの中にくくっておりましたけれども、2の項と2の2の項にただし書が分かれたものでございます。2の2の項を簡単に申しますと、従来の家を建ててもよろしい内容は、その敷地が4メートルの道路に2メートル以上接していなければならないということになっております。ただし書の中で、その道路を道ではなくて、法律上、道というのは、認定されていない農道であるとか、林道であるとかそういうものを指します。そこに4メートル以上の道で、2メートル接した場合には、建築審査会の許可をもらってから、「許可を出しなさい」ということになっておりましたのが、行政庁、土浦市の場合には行政を持っておりますので、土浦市の判断の中で問題のないものについては、「許可を出せ」ということになりました。それと、2の2の方につきまして、建物、敷地に道とか道路ではなくて、公園等が接続していた場合については、審査会の同意を得て許可を出しなさいということになってございます。続きまして、2ページの方にお戻りいただきまして、中段の表の下になりますが、別表第7の26の項中「仮設建築物の」を「仮設興行場等の」に、「仮設建築物の建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築物建築許可申請手数料」に改め、同項の次に次の1項を加えるものでございます。3ページをお願いいたします。下段26の項について、只今説明させていただきましたとおり、備考欄にも記載しておりますが、改正により、用語を修正するものでございます。従来は仮設建築物、今回改めるのは仮設興行場等に改めるものでございます。その下の26の2の項については、新設であり、備考欄に記載しておりますが、国際的規模の競技会で用いる仮設興行場の許可手数料を新たに設けるものでございます。説明の方は以上で

ございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○内田委員 これ、坂本課長。この条例、こういうふうになる背景について、何かありますか。例えばオリンピック等とか。これ、全国一斉になるのでしょうか。その背景について説明をして下さい。

○坂本建築指導課長 26の興行場につきましては、まさにおっしゃるとおり、オリンピックを念頭に置いたものでございます。仮設建築物につきましては、従来、1年未満の許可で、1年毎に更新をするような。必要であれば、更新に乗せるような形で進めてまいりましたけれども、オリンピックの場合は、それ以上の期間を使用する可能性があるというようなことで、名称についても仮設建築物から興行場に改め、また、期間の方についても、1年以上使えるというような文言に法律が変わりました。その関係で、市の手数料条例につきましても、このような形で変更することとなりました。恐らく、この興行場等が土浦市にできるという可能性は非常に低いのかなというふうに考えております。以上でございます。

○内田委員 部長さん2人いるけど。これね、時間の無駄だとは思わない。最初から、それを言っておいて説明すれば、こういう質問も出ないと思わない。これ、役所の体質だよ。法律が変わる。条例が変わる。それには背景があるでしょう。条例と条文だけ説明したって、何でなのってなるから。そういう背景を前段で説明をすれば良いと思う。その辺を両部長に聞きたい。

○塚本都市産業部長 ただ今、内田委員がおっしゃるとおり、今回の条例改正につきましては、建築基準法。こちらが改正されるということに伴う、条例の改正でありますので、まずは、その法律が変わったのかという背景を説明して、それに伴う条例の改正ですというような説明の仕方の方が一番分かりやすいと思いますので、そういうふうな説明の方法に替えさせていただきたいと思います。

○内田委員 委員長ね、それ言わないと、議員が馬鹿になっちゃうんだよ。分からないでこのまま行ったらね。あんまり議員をお馬鹿さんにさせないで。お願いします。以上です。

○勝田副委員長 ただし書が、法第43条の第2項の第2号に変わったということなんですけれど、これ、基準とか、そういったものは、変わっていないですよ。

○塚本都市産業部長 基準等につきましては、変わってございません。ただし書の項目が2つ、こういう形で分かれた関係から、手数料の方も金額の方も修正が行われるというものでございます。

○勝田副委員長 ありがとうございます。

○小坂委員長 他に何かありますか。

○寺内委員 これ、現行と改正後とになってるけど、現行の方では1件16万円が12万円になっているけど、どう違うの。2の方では1件につき16万円ってなっているよね。

○坂本建築指導課長 中段の26項でございますけれども、従来の仮設建築物の名称の

方は、興行場と変わりましたが、これにつきましては、1年未満の仮設建築物、そういったものが12万円に該当いたしまして、1年を超えるもの、そして、国際的に利用する場合、そういうものについては、2の2の項に変わりました、1年以上使えるということで、16万円に金額が変更となりました。

○寺内委員 了解しました。

○竹内委員 基本的には法律が変わったんだよね。これ、施行されているんでしょう。それに追いつくために、自治体が条例の改正をしたいという訳ね。また、関係者、関係業者が、新規に手数料が取られるという訳ね。そのことについては何か、その件に関してはどういう意見だったのかな。2万7,000円取られるなんて、大変だよ。

○坂本建築指導課長 今お話がありました、現行の中段にあります43条の1項のただし書の部分ですが、これについては、元々3万3,000円の手数料が掛かっておりました。しかし、その中で、新たに改正後の上段の中程に、2の方と2の2の項と2つに分かれました。ただし書の従来の3万3,000円の部分については、2の2の項と同じ、3万3,000円については、内容的に空き地、公園とか公共の空き地等に接している土地に住宅等建物を建てる場合には、建築審査会を通すと、建築審査会を通す案件については、従来どおり3万3,000円を手数料として金額を取りますよ。しかし、道路と道というのは表現が違いますが、本来の目的は道路法で言う道路であります、そういうところに接続していなければ駄目ですよ。というふうになっているんですけれども、農道とか林道とか、認定されていない道路については、道という扱いで。道にも2メートル以上接していなければならないとされておりますが、その場合でも今までは、建築審査会の同意を受けているものであります。そういった場合には、同意も無しで各特定行政庁での判断で出せますよ。ということになったことから、全国的に、手数料の料金についての調査をして、全国的に2万7,000円という形で設けたものでございます。ですから、今までは常に、3万3,000円掛かっていたものは、状況によっては2万7,000円で手数料が済むものもありますよ。ということでございます。

○塚本都市産業部長 今までは、建築審査会案件のものについて、3万3,000円を取っていたと。今回、建築審査会の同意を得なくても特定行政庁、土浦市は特定行政庁になっておりますので、特定行政庁の判断で許可が出来るものについては、手数料を下げた2万7,000円にしますよ。細分化されたということです。

○竹内委員 取りやすくなったということでしょう。

○塚本都市産業部長 はい。

○竹内委員 取りやすくなるのだから、それに関わる人たちの意見聴取を…。まあこれ、条例の改正とか、建築審査会の一部改正とかで色々出たでしょうけれど。出たけど、結果がこれになったのだから、良いんだけどさ…。はい。

○小坂委員長 よろしいですか。

○竹内委員 良いですよ。

(「はい」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、イ 「りんりんポート土浦条例」の制

定（案）について説明をお願いします。

○佐々木都市計画課長 まず、ご説明の前に、A4サイズ1枚の別添資料「土浦港周辺広域交流拠点の名称の決定について」を用意させていただきましたので、そちらの資料をご覧ください。初めに、この「りんりんポート土浦」の名称でございますが、こちらについては、現在、川口二丁目の市有地におきまして整備を進めております。土浦港周辺広域交流拠点につきまして、こちらは、多くの方々に利用され、愛される空間となるよう、今年の8月1日から1ヶ月間にわたり全国から名称を募集した結果、368件もの応募があったものでございます。それを内部で審査をいたしまして、その後の選出に、市長、副市長、議長等で最終審査におきまして、「りんりんポート土浦」という名称に決定したものでございます。今後につきましては、来月に開催されます全員協議会でご報告させていただいた後に、市広報やホームページ、また、記者クラブへの投げ込み等々で、周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。その上で、今回の上程議案でございますが、恐れ入りますが、別添資料2の「りんりんポート土浦条例（案）」についての1ページ、この施設につきましては、今年度完成を予定しております。完成後、施設の適切な管理を行うということを目的といたしまして、りんりんポート土浦条例について、制定いたしたいというものでございます。なお、この条例につきましては、基本的に、今現在、既に制定されおります、都市公園条例、こちらに準じて、資料の1ページの中程に、お示ししております内容について定めさせていただいておりますが、特徴的な部分についてご説明させていただきますと、資料、かなり飛びまして、9ページでございます。9ページの左側に条例と右側にその内容の説明等ということで、制定の内容の説明も付けさせていただきました。まず、第1条、第2条につきましては、趣旨と設置について定めさせていただきまして、第3条では、りんりんポートにですね、これまでもご説明させていただいておりますが、休憩施設等々4つの施設を置くと、その下の第4条第2項において、施設の内、休憩施設の多目的室及びシャワー室については、有料とする旨、明記したものでございます。1つ飛びまして、第5条は、休業日といたしまして、年末年始のみの休業日と定め、10ページの第6条でございますが、こちらは、開業時間でございます。こちらにつきましては午前9時から午後6時までとしたものでございます。第7条では、行為許可等といたしまして、物品の販売ですとか、映画の撮影などを行うとする「行為許可者」と言いますが。こちらにつきましては、予め、市長の許可を受けなければならないということを定めまして、その下、第8条、こちらは有料施設の利用ということで、先程ご説明させていただきました有料施設。多目的室とシャワー室でございますが、この利用許可について定めたものでございます。その下、11ページ。第11条では、先程もお話いたしました、物品の販売ですとか、映画の撮影を行う行為許可者、或いは、医療施設があります、多目的室とシャワー室の利用者の使用についての使用料の方について定めさせていただいたものでございます。その下、第12条については、使用料の減額または免除で、第13条で使用料の返還と、次の12ページから13ページ、第18条にかけましては、施設等の設置管理条例を制定する場合に、一般的に定める内容を規定したものでございます。なお、13

ページをご覧くださいまして、13ページの一番下に、別表の第1に行為許可者への使用料等となっております。次頁14ページの別表第2といたしまして、有料施設の使用料について付けさせていただきました。こちらの金額につきましては、基本的に、冒頭でもご説明させていただきましたが、都市公園条例での料金等に準じつつ、類似施設等参考に設定をしたものでございます。説明につきましては、以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○内田委員 この条例は、一通り目を通させていただきました。その中で、これ、私も利用する時があると思いますが、夏の午後6時までというのは、ちょっと早いな。という気がします。今ならば、午後5時でも良いですけど。これ、私の意見として置いて置きます。もし答弁があるというのであれば、良いんですけど。朝9時というのも私からすると、遅いんじゃないのと思いますが。

○佐々木都市計画課長 今、開業時間について、ご質問いただきましたが、まず、この「りんりんポート土浦」については、開業時間を設定するにあたって、まず、第1に考えたのは、まず、頭の9時の部分でございますが、ご案内のとおり、場所等についてはJR土浦駅から約800メートルの北東の距離に位置しており、好立地にあることから余りにも早い時間から開業となると、通勤通学に利用されるということで、まず、朝のスタートは9時にさせていただいたところでございます。夜については、6時とか7時という話しがございました。他のサイクリング施設等というのがどのような時間になっているのかというのを研究しつつ、まずは、初めにカスキッチンですが、朝9時30分から午後4時ということでやっているとのことで、その後30分で、シャワーを浴びてというような形ですね、シャワーの採算を考えた上で、時間を設定しているということでございました。ただ、土浦市の場合には、利用者が多くなるように努力していきたいと考えてはおりますが、まずは、カスキッチンの時間帯を考えつつ、午前9時から午後5時ということで、その他シャワーの時間として1時間を加えて、午後6時までと考えて設定したところでございます。以上でございます。

○寺内委員 課長さ、映画の撮影で1万170円とあるけどさ。フィルムコミッションとかで、年間に撮影で使う回数は多いと思うんだよね。何で、りんりんポートだけ、こんなに取るの。例えば、図書館とかは料金を取ってないんでしょ。色んな施設で料金を取っているのなら分かるけれど。どうなの。

○佐々木都市計画課長 こちらの料金設定につきましては、既に、都市公園というのは都市公園条例というのがございます。市内には、亀城公園を始め52施設の設置管理に関する条例を一括してまとめた条例でございますが、その52施設については、この金額については、この辺の撮影等々でも料金を取るよと、それに準じた形で、設置してございまして、施設につきましては、料金が1万170円を取るような形になっております。ただ、寺内委員がおっしゃるとおり、アルカス等々については、都市公園施設ではないということで、その辺は、料金を取るような状況にはなっておりませんが、この条例の後に、規則の方も作るような形をとっております。この条例の中でも、減額とか免除の話も第12条に記載しておりますので、その辺、規則の中で、検討できればと考

ております。ご意見ありがとうございました。

○寺内委員 いやいや、そういうことを言うてくれれば良いけれども。片方ではどんどん土浦へ来て下さい。またもう片方ではお金を取りますでは、やっているのが同じ行政の中だから、一体化してなくちゃおかしい話だと思うので、その辺は、例えば、免除というような措置も検討しているというようなことも事前に付け加えて説明してくれないと。よろしくお願いします。

○内田委員 今の事に関連して。多分これ、全国一律だと思うんですけど。全国の都市公園は全部取ってるってことだろう。

○佐々木都市計画課長 都市公園というのは、都市公園法に基づいた公園でございますので、取っている状況でございます。

○内田委員 撮影会社とかは、都市公園へ行ってもお金を払っているということで理解していいんだね。

○佐々木都市計画課長 都市公園ではこのような形態で、料金を取っているということが実情でございます。

○内田委員 はい。

○勝田副委員長 りんりんポート土浦の開業というのは、3月だと思いますが、ある程度目安になる日程等についていつ頃になるのでしょうか。それから、多目的室というのは、概ねどのようなご利用をされるのかというのを想定されていますか。

○佐々木都市計画課長 今後のスケジュールでございますが、現在、後程説明させていただきますが、最後に外構の発注を控えている中で、ある程度3月末にオープンができるようなスケジュールで進めているような状況でございます。例えば、シティプロモーション推進室と連携しながら、何かしらできればと進めているところでございます。あと、多目的室については、20名程度入れるスペースとなっていることで、市民の憩いの広場ということで、サイクリストですとか、子どもたちの自転車の乗り方教室ですとかその辺を想定しているところでございまして、例えば、あの部屋に子どもたちを集めて座学など、そういうものができればと考えて、多目的室を設けたところでございます。以上でございます。

○勝田副委員長 はい、ありがとうございます。

○小坂委員長 他には、ありませんか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、ウ 平成30年度土浦市一般会計補正予算(第4回)(案)について商工観光課から、順次説明をお願いします。

○皆藤商工観光課長 別添資料3、平成30年度土浦市一般会計補正予算(第4回)(案)についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。商工観光課についてで、ございますけれども、上の段、勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料について、また、下段について、産業文化事業団本部運営補助金についてで、ございます。それに伴いまして、説明の方が一番後ろの方の14ページになりますが、こちらの一番下の段の霞ヶ浦総合公園整備事業。こちらについても、産業文化事業団の人事異動に伴うもの

でございますので、一括して説明させていただきます。皆さまのお手元に、別紙資料として、平成30年度土浦市産業文化事業団補正予算（案）をお配りいたしましておりますのでご覧下さい。今回、産業文化事業団の方の補正予算は3本ございます。それで、まず、勤労者総合福祉センター指定管理者指定管理料の内容につきましては、産業文化事業団職員の人事異動に伴うものでございます。こちらは、64万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、2番目になりますけれども、こちらは、産業文化事業団の本部運営補助金、こちらにつきましても、人事異動に伴う本部運営補助金の増額435万3,000円の増額補正でございます。続きまして、3番目ですが、霞ヶ浦総合公園管理費委託料の補正でございますけれども、こちらは人事異動に伴う499万4,000円の減額補正でございます。こちらを相殺しまして、大きい4番なんですけれども、変更前が1億9,796万4,000円。それに伴いまして今回増額補正分が、大きな1番と2番の合計で、499万4,000円。それと、減額補正といたしましては、霞ヶ浦総合公園委託料の中から、人件費の減額補正といたしまして、499万4,000円の減額補正ということとなっておりまして、今回の補正につきましては、事業団の中の予算の中での、人事異動でのプラス、マイナスになってございまして、今回、市の方からの財源の支出が無いという形での補正予算でございます。

○室町農林水産課長 始めに下段の歳出をご覧下さい。今回補正をお願いするのは、5款1項8目農地費、事業名「一般地帯土地改良事業」となります。こちらは、かんがい排水路整備事業において、平成30年度国庫補助金、農地耕作条件改善事業が追加交付されることに伴いまして、平成31年度の事業を前倒しして実施するために、増額補正をお願いするもので、委託料211万円、工事請負費1,000万円の合計1,211万円の補正増となります。上段の歳入をご覧下さい。15款2項4目1節農業費補助金です。こちらは、只今ご説明いたしました、かんがい排水路整備事業実施に伴う国庫補助金の歳入として、事業費の50%が入ってくるものでございます。次3ページをお願いいたします。繰越明許事業となります。只今、ご説明させていただきました、かんがい排水路整備事業について、平成31年度の事業を前倒しして実施するにあたり、必要な工事期間の確保が困難であるために、繰越をお願いするもので、委託料1件、工事請負費1件となります。一枚めくっていただきまして、5ページをお願いいたします。今回補正予算及び繰越明許をお願いする工事箇所の位置図となります。私からの説明は以上となります。

○坂本建築指導課長 別添資料3の6ページをお願いいたします。指定道路台帳整備事業でございます。この事業は、建築基準法上の道路の種別について、インターネット及び庁内地図情報システムに公開し、サービスの向上、業務の効率化を図ることを目的に現在、平成24年、25年度に補助事業を活用しましたデータを道路種別情報として、公開するため、現在作業を進めているところでございます。今回、平成26年度から30年度まで。現在進めておりますのは25年度まででございますが。その後の26年から30年度までの道路情報についても、早期に公開し、事業を前倒しして、最新情報を途切れなく公開すべく、申請者等の利便性の向上と建築主事、指定確認検査機関との事

務の効率化を図るための補正でございます。続きまして7ページをお願いいたします。同事業におきまして、最新台帳の情報提供のため、前倒しし、本年度完了に向けて繰越のお願いをするものでございます。9ページをお願いいたします。本事業の内容でございますけれども、この図面は白黒でございますが、板橋区の指定道路図を参考とさせていただきます。左枠の中段の凡例でございますが、道路の種別がございます。第1項1号道路であるとか、第2項道路。そういった道路種別ごとに、仕分けを行い、地図上に分かりやすくすることで、申請人の利便性の向上を。そして、行政庁における建築主事、または指定確認検査機関との事務効率化を図る事業でございます。説明の方は以上でございます。

○和田道路課長 同じく資料の10ページをお願いいたします。繰越明許事業（案）でございます。7款土木費以降、11ページに記載いたしました、常磐線3号橋（二番橋）外1橋架替工事に伴います長寿命化の概略設計でございます。場所につきましては、富士崎二丁目から小松ヶ丘町地先に架かります、常磐線3号橋、通称2番橋の架け替えに先立ちました実施設計につきまして、2ヵ年継続事業として、JR東日本との協定締結により委託しております、30年度につきましては概略設計を実施しているところでございます。今回、お願いいたします繰越措置でございますが、JRが協定当初に予定しておりました作業工程につきまして、関係機関との調整などに期間を要したことにより、年度内での完了が困難とのJR東日本から協定変更の申し出がありましたことから、平成30年度分の協定額の合計で3,715万2,000円の内、330万円につきまして、31年度へ繰越をお願いするものでございます。委託箇所につきましては、12ページをお願いいたします。12ページの図面中央に「JR常磐線」の記載がありますが、記載の左側が架け替え予定の3号橋でございます。また、右側の土浦駅よりに架かる橋が、常磐線4号橋、通称「一番橋」でございますが、JR東日本との協定内容につきましては、こちらの4号橋の撤去の検討を含めた設計内容となっております。道路課の方からは以上でございます。

○櫻井住宅営繕課長 同じく資料の13ページをお願いいたします。市営住宅団地内にあります、コンクリートブロック塀の安全性を建築基準法に基づき確認した結果、不適合及び不明なブロック塀について適合調査・修繕工事の必要性が生じたことから、増額補正をするものでございます。委託料の委託場所でございますが、こちらは、中高津団地の道路際のブロック塀でございます。それから修繕料のブロック塀の方でございますけれども、こちらは、都和団地内に設置してありますブロック塀の土留めとして利用してあるものでございます。以上でございます。

○岡田公園街路課長 続きまして、14ページをお願いいたします。市内272の各公園等の内、コンクリートブロック塀が設置されてあります、34の公園に対しまして、安全性を建築基準法等に基づき確認した結果、不適合及び不明なブロック塀のある2つの公園につきまして、適合調査・修繕工事の必要性が生じたことから、増額補正をお願いするものでございます。2つの公園については、いずれも摩利山地内にある、摩利山公園と摩利山第二公園となっております。下段につきましては、霞ヶ浦総合公園整備事業につきましては、先程、皆藤商工観光課長から説明があったとおり、人件費についての減額補正でございます。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○内田委員 12ページの一番橋、二番橋のお話ですが、一番橋は撤去するという方向でのお話でしたが、両方とも人道橋だよね。

○和田道路課長 両方とも人道橋でして、小松ヶ丘地内の住民の方、富士崎側の住民の方に対して説明会をさせていただきました。その中で了解を得られたということで、まず、1号橋の方、こちらは、老朽化が進んでおりまして、両方とも同時に架け替えをすることについては、財政的にも困難であるというような結論から、二番橋については架け替え、一番橋の方は撤去ということで、JRの方とも協議の中で設計、依頼の方を進めているところでございます。

○内田委員 ということは、二番橋のところは、日大高校の生徒たちが一番通っていると思いますけれども、二番橋は残す、一番橋は撤去ということを地元の人はOKしたね。

○和田道路課長 その辺の現状、利用等の人数とかその辺を説明させていただきました中で、二番橋を通り抜けて富士崎側に降りて来る学生の方が多いのというような現状を踏まえた中での協議をさせてもらった結果でございます。

○内田委員 はい、ありがとう。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 質問もないようですので、次に、エ 平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)(案)について、説明をお願いします。

○岡田下水道課長 別添資料4をお願いします。平成30年度土浦市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)(案)でございます。2ページをお願いします。農業集落排水施設使用料徴収業務委託の債務負担行為の設定についてお願いをするものでございます。現在、農業集落排水事業の使用料につきましては、茨城計算センターのシステムを利用しまして、職員が直営で行っておりますが、平成31年度から上下水道と同じように、農業集落排水の施設使用料の徴収業務を1本化する業務委託を行うにあたりまして、引き落としをお願いする金融機関との調整や、徴収する業務委託にあたり、使用者への周知期間が必要になり、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。期間は平成30年度から平成31年度まで、限度額は332万3,000円です。説明は以上でございます。

○竹内委員 最後に実施した、中村西根の受益戸数は増えた。

○岡田下水道課長 西根地区の農業集落排水事業でございますが、やはり、浄化槽が設置してありますので、中々接続は伸びていない状況ではありますけれども、現在、県で実施しております、森林湖沼環境税を利用しました接続補助等を活用しまして、接続のPRに努めているところでございます。

○内田委員 努めているのは良いけど、結果はどうなっているんだ。

○岡田下水道課長 新規で、今年度2件接続しております。

○竹内委員 震災の時には、私はちょっと関わったんですけども。環境衛生課の方が汚水処理の、合併浄化槽の宣伝をするんですよ。こっちの方は、農集で宣伝するんです

が、同一のところに浄化槽と農集が来てしまうことになる訳だけど、どっちが高いか安いかわからない、孫の代まで計算をすると、どうだっぺ。という議論ばかりしていた記憶があります。それ、環境衛生課と農林水産課、当時の農集の担当課で、同じ家に2つの目的の話ばかりやって。「その世帯主はどうすっぺ」ってなるだろう。という話をしていました。が、その辺は、現在も調整しているの。

○岡田下水道課長 現在、西根地区農業集落排水の供用開始区域内においては、農業集落排水への再開、接続というような形で促進をしております。

○竹内委員 一本化した方がよいよ、

○寺内委員 課長、今でも浄化槽の撤去費用を補助しているのかな。

○岡田下水道課長 環境保全課の方で単独曹から合併浄化槽へ切り替えの場合、補助金がありました。現在、合併浄化槽等から農業集落排水へ切り替える場合には、県の方で今年から始まりました、上限35万円。収入等条件がある接続補助制度がスタートしました。

○寺内委員 それは、抱き合わせでは出来ないということかな。

○岡田下水道課長 現在の切り替えについての補助制度は、県で実施している接続補助のみです。

○寺内委員 環境保全課の撤去等の補助についてはどうなの。

○岡田下水道課長 現在の切り替えは、県の補助制度でお願いしております。環境衛生の撤去…。

○寺内委員 補助をしますということで、それで、公共下水の方につないでくれとPRしてた訳だよ。だから、今でも継続になっているのか。あれは、一過性で浄化槽を無くして、つないでもらうための施策だったのか。ということを知っているんだけど。分からなきやいいよ。分からなきや。

○岡田下水道課長 下水道の方では、切り替えの補助金しかございません。

○寺内委員 環境保全課とか環境衛生課とかでやっていることなんですよ。でも、それも、そちらに聞かなきゃ分からないんだろ。

○岡田下水道課長 はい。

○寺内委員 分からなきや分からないで。環境保全課や環境衛生課に聞けば良いんだよ。

○内田委員 本会議の委員会の時に今のやつ、答えてやって。

○岡田下水道課長 はい。

○内田委員 それと、私が聞きたいのは、大分本題からずれた質問が続いております。本題は、補正予算の方ですね。本題に戻ります。これは新規の事業なのか。徴収方法など委託しないで、誰かが集めていたのかを知りたい。

○岡田下水道課長 現在まで、農業集落排水の施設使用料につきましては、茨城計算センターに、電算システムの委託をしております。職員が納入通知書の切符を発行したり、消し込み等の事務も全て行っておりました状況でございます。それを現在、上下水道ですと、第一環境の方に上下水道、併用している場合には1本で請求を出してしまし

たけれども、農集は単独でやっていた関係がございました。直営で。併用で行っている場合には1本で請求を行えるような委託をしていきたいと考えております。

○内田委員 部長。さっきと同じ。今のやつを先に説明してから…部長。そう思いませんか。

○柴沼建設部長 確かにそうです。申し訳ございませんでした。

○内田委員 なあ、岡田課長。そうだろっ。

○岡田下水道課長 はい。

○小坂委員長 他にございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、次に、オ 土浦市勤労者総合福祉センター指定管理者の指定について、説明をお願いします。

○皆藤商工観光課長 別添資料5をお願いいたします。1枚おめくり下さい。こちらの施設につきましては、平成31年の3月31日を持ちまして、指定期間の方が満了となるということでございます。31年度当初よりスムーズな業務に、着手するというところで、指定管理者の指定について、議会の議決をお願いするものでございます。こちら指定管理者の指定でございますが、一般社団法人土浦市産業文化事業団でございます。選定の理由でございますが、指定管理者の制度の導入後の施設利用状況や決算状況等を総合的に判断した結果、今後適切な維持管理及びサービスの向上等が見込まれることから、引き続き指定管理者として指定をするものでございます。指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。また、初年度より円滑な業務運営を確保するため、債務負担行為を設定いたしまして、指定管理者の期間及び限度額を定めるものでございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、次に、カ市道路線の認定及び変更(案)について執行部の方から説明をお願いします。

○和田道路課長 別添資料6市道路線の認定及び変更(案)につきまして、1ページをお願いいたします。1番の市道の認定につきまして、10路線及び、2番の認定路線の変更につきましては、3路線をお願いするものでございます。2ページをお願いいたします。市道認定路線の概要でございますが、2ページの(1)から5ページの(10)まで、順を追ってご説明させていただきます。(1)の神立中央五丁目20号線につきまして、7ページをお願いいたします。こちらの認定路線は、神立消防署の北側に位置する箇所でございますが、株式会社ノーブルホームの開発行為に伴いまして、開発面積1,970.04平方メートル・7区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートル、延長70.30メートルの市道を新設するものでございます。こちらの路線につきましては、終点が行き止りのため、回転広場が設けられた路線でございます。続きまして、2ページの(2)から3ページの(5)に記載させていただきました、東中貫62,63,64,65号線につきまして、8ページをお願いいたします。この開発箇所は、板谷7丁目地

内で主要地方道土浦笠間線の東側で、中貫都市下水路の南側に位置する箇所でございます。以前まで東山団地日立電線東山アパートのあった箇所でございます。こちらの62から65号線までの4路線でございますが、株式会社朝日コーポレーションの開発行為により、開発面積25,674.37平方メートル、88区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートルの4路線、総延長772.16メートルの市道を新設するものでございます。続きまして、3ページの(6)、板谷70号線につきまして、9ページをお願いします。こちらの路線は、国道6号バイパス西側の板谷4丁目地内に位置する箇所につきまして、日本都市開発株式会社の開発行為に伴いまして開発面積3,720.06平方メートル、13区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートル・延長111.03メートルの市道を新設するものでございます。続きまして、4ページの(7)、神立311号線につきまして、10ページをお願いいたします。神立311号線は、市道I級18号線、通称、国体道路の東側、神立町地内におきまして、株式会社アーネストワンの開発行為により、開発面積2,403.17平方メートル、10区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートル・延長66.66メートルの市道を新設するものでございますが、こちらの路線は終点が行き止まりとなりますことから、回転広場が設けられてございます。続きまして、4ページ、(8)の真鍋二丁目9号線、及び(9)の真鍋二丁目10号線につきまして、11ページをお願いします。こちらの路線につきましては、国道125号の西側で、新川の北側に位置する箇所でございます。こちらの2つの路線は、共に、株式会社ノーブルホームの開発行為に伴いまして、市道を新設するものでございます。真鍋二丁目9号線の概要でございますが、開発面積1,313.29平方メートル、5区画の開発区域内に幅員6.0メートル、延長59.15メートルの市道を新設するものでございます。また、真鍋二丁目10号線につきましては、開発面積1,543.32平方メートル、6区画の開発区域内に幅員6.0メートル・延長40.99メートルの市道を新設するものでございます。なお、2路線共に終点が行き止りのため、各々、回転広場が設けられてございます。続きまして、5ページ、(10)の荒川沖東二丁目26号線につきまして、12ページをお願いします。12ページ、中央付近の大きな交差点は、荒川沖駅東口からの歩道付の道路と主要地方道土浦稲敷線との交差点でございます。認定をお願いする箇所につきましては、土浦稲敷線の東側で、阿見町との行政界付近に位置する箇所でございます。こちらの路線は、ミサワホーム不動産株式会社の開発行為に伴いまして、開発面積3,824.75平方メートル、14区画の宅地分譲予定地内に、幅員6.0メートル、延長79.06メートルの市道を新設するものでございます。こちらの路線につきましても、行き止まりの道路となるため、終点に回転広場が設けられてございます。以上の10路線につきまして、市道の認定をお願いするものでございます。続きまして、13ページをお願いいたします。市道路線の変更でございます。市道路線3路線について、認定の変更をお願いするものでございます。初めに、13ページの(1)、新治中632号線の路線変更につきまして、16ページをお願いします。この路線は、大畑地内、さんあびおの北側に位置しております、総延長914.67メートルの中に、幅員が2.00から4.10メートルの認定道路でございます。新治中

632号線は、株式会社丸和石油のスタンド開設に伴った開発行為により新設されました幅員6.0メートルの道路と既存の市道約3.0メートル幅との交換により、路線を付け替えるものでございます。変更後の延長は937.27メートルとなりますので、22.6メートル認定延長の増となります。続きまして、13ページの(2)、小松三丁目6号線、及び14ページ、(3)の小松三丁目7号線の路線変更につきまして、17ページをお願いいたします。この路線は、千鳥ヶ池や小松町公民館の北側に位置する2路線でございますが、7号線の縦に表示しました点線区間、こちらにつきましては、現在、道路形態のない未供用区間でございますが、右側、縦の実線区間は、現在、公の道路であるものでございます。公の道路でございますが、市道認定がされていない区間でございます。このたびの認定変更につきましては、7号線縦の未供用区間を右側の路線脇に付け替えることに伴いました、認定の変更でございます。市道の認定10路線及び変更の3路線につきましては、以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○内田委員 幾つか質問があるんですが、私はこれ、すごいことだと思うんだよ。数えて見たら143区画。143戸だよ。これが、議会へ同時に上がって来たんですが。素晴らしいことだと認識しております。これだけの分譲が行われるということは、消費税の税率が変わる前に、業者が販売を目指している表れかなと思います。実際に、坂本建築指導課長のところの関所を通らないと出来ない訳なんだけれども。その辺はどう感じますか。坂本課長。

○坂本建築指導課長 確かに、開発行為の区画につきましては、タイムラグがございますけれども、建築確認の概要が随時回ってきております。恐らく今回、認定された道路についても、議会の認定を通過してからと考えますと新年早々位には、ぼつぼつと建築確認の概要があがってくるころがあると考えております。

○内田委員 坂本課長ね。どうなんだい、今までもこれまであがってくるのには、業者は何回も打ち合わせをして、その結果ここにあがってきている訳なんだよな。その他にこれからもこういう傾向はあるのかい。それとも、今回はたまたまだったのかい。

○坂本建築指導課長 開発行為そのものの、お話ですか。

○内田委員 そうか、これは開発行為のあったのは、一つだけだったか。

○坂本建築指導課長 開発行為そのものは、随時色々な…。

○内田委員 相談とかは結構あるのか。

○坂本建築指導課長 相談はございます。市街化区域中での宅地分譲関係の話ですけれども。

○内田委員 こういう「ミニ開発」、例えば10戸だとか5戸とか6戸など、こういうの結構あがって来ているの。これからも。傾向だよ。何となく感じることもあるでしょ。

○坂本建築指導課長 常時、定期的に開発分譲のお話を調整しながら、打ち合わせしていきたいと考えております。

○内田委員 2つ質問があります。丸和石油云々の話なんですけれども、ガソリンスタンドを大きくするというか、宅地造成のためにやるのかということが1つ。もう1つが

これについて、2メートル道路の付け替えについてお話だと思っただけですけども、これ不思議だね。これ、農道でしょ。あんまりこういう事例は無いよね。付け替えする場合は4メートルにすると、いわゆる、市道として認定したものを付け替えるというもの。その辺の事情をちょっと聞かせてくれないか。

○和田道路課長 丸和石油なんですけれども。元の旧125号のところ丸和石油があった時のことなんですけど、バイパス側に新たに移設する話があり、こちらの開発行為により、ここに元々あった市道につきましては、道路幅が3メートル。今説明させていただきました、2メートルから4.1メートルという幅につきましては、全路線につきまして2メートルの部分があったり4メートルの部分があったりという意味合いで説明させていただいたんですけど、開発協議の中で、開発区域の中にあつた3メートル新たに開発行為で作つた6メートルの部分と交換するといった形で協議を行い、こういった手続きをいただいたものでございます。

○内田委員 これ、ギザギザになっているところは、6メートルになる訳だ。

○和田道路課長 6メートルです。

○内田委員 ああそうか。その後2メートルって聞こえたから。だからそういう質問をしたのね。分かりました。それともう1つ、隣の17ページなんだけれども。家のド真ん中に道路があるというのは、可能なの。

○和田道路課長 こちらも説明がちょっと難しいところなんですけれど。まず、小松三丁目7号線というのが、現在、点線で西から東の方に向かって行って、縦の点線に下りている道路が、現在認定されているものでございます。こちらが、家の敷地内のように見えるんですが、この中で、市道認定がされてしまつて公道が通っているという状況だったんですけども、今回、その縦の点線の右側に実線で引かれている路線については、認定のされていない公道なんです。そちらの方に、点線の方を隣に付け替えさせていただくことで、4メートルに幅もとれますので、そういったことで変更をかける手続きをさせてもらうということでございます。

○内田委員 ということは、現在被っている家は壊すということ。

○和田道路課長 今、認定されていた点線、縦の点線の部分につきましては、公の土地ですので、家屋等はございません。

○内田委員 何で、実線があるの。小松三丁目6号線だよ。家のところ道路通つていて新しい認定道路が、変更した路線が家のところに入つてくるってことは、どういうことなの。地図が間違つているのか。

○和田道路課長 こちら、認定路線は、図面に記された位置で引かせていただいておりますので、申し訳ございませんがそこら辺の経緯などについては、ちょっと分かりません。申しわけございません。

○内田委員 本会議の時に、良く説明して下さい。はい、よろしく。

○小坂委員長 他に何かございますか。

○竹内委員 今の17ページ。これは、歴代の区長さんたちと近隣の住民が、署名捺印して、道路を整備してほしいという要望が7、8年前からあつたよな。内田委員が言っ

た、この小屋、家みたいなやつね。これ、家じゃないでしょ。物置って言っちゃ怒られるけれども。農家小屋みたいなもの。これ、まあ色々と話、経過はあると思いますが、これに、多分同意して、こういう形のもので、整備した訳でだから。この方も同意したんでしょ。この方は難しくて、中々進まなかったんですよ。でも、結構、ここ通るんですよ。整備するという計画は元々あったの。ただ、中々、具体的に役所というか、行政側が積極的には取り組まなかったの、結果こうなったんだから。これ、家じゃないよ分かると思うけれど。

（「良いよ。建物だよ。」という声あり。）

○内田委員 本会議の時に説明してくれば良いよ。それでいっぺよ。

○小坂委員長 他に何かございますか。

（「なし」という声あり。）

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、次に、キ専決処分の承認（平成30年度土浦市一般質問会計補正予算（第3回））について商工観光課から順次説明をお願いいたします。

○皆藤商工観光課長 別添資料7専決処分について説明させていただきます。まず、1ページをお願いいたします。こちらにつきましては、勤労青少年ホームの体育室の雨樋が台風24号の強風により、破損・一部落下した等があり、早急に修繕対応する必要が生じたので、修繕に係る費用としての予算措置につきまして、専決で、頼みましたので、その承認をお願いするものでございます。まず、2ページ、3ページをご覧ください。2ページ目の上の写真は、施設、幼稚園側になりますが、上の写真、一部雨樋の部分が欠落しております。2ページの写真の下部分は、基礎のコンクリートの部分に落ちた雨樋の一部がございまして。3ページの写真は、生涯学習館側の正面の方の写真でございます。こちらも見てくださいと、雨樋の底の方が抜けてしまったというような状況がございましたので、こちらについては早急に修繕させていただきましたものでございます。説明は以上でございます。

○室町農林水産課長 同じ資料の4ページをお願いいたします。11款4項1目農業施設災害復旧費事業名農業施設復旧事業です。こちらは、台風24号の影響により、菅谷にある鶴沼公園内にある樹木の枝が折れ、通路が塞がれました。そのまま放置すると、公園利用者に危険がおよぶ恐れがあったことから、早急に対応する必要があり、それに要する予算措置の専決処分を行いましたので、ご承認をお願いいたします。事業内容につきましては、樹木伐採及び処分に要する委託料として、21万6,000円となります。次の5ページが、伐採した樹木の位置図となります。6ページをお願いいたします。こちらは2枚写真がございまして、柳の木でございまして、樹木の枝が折れている状況のものを付けさせて頂きました。私の方からの説明は、以上となります。

○和田道路課長 同じく資料の8ページをお願いいたします。11款、1項、2目道路橋梁復旧事業、台風24号関連でございます。本年9月30日から10月1日にかけて接近しました、台風24号による暴風などの影響により、市内全域で道路通行に支障となる倒木や道路への落下物があり、撤去件数40件ありましたが、その内、15件につ

きましては、職員にて対応したところがございますが、右側、9ページに添付しました被害状況一覧表のとおり、業者手配により対応いたしました25件分の費用、236万7,000円につきまして、増額補正をさせていただいたものでございます。道路課からは、以上でございます。

○櫻井住宅営繕課長 同じく、10ページをお願いいたします。住宅施設等復旧事業台風24号関連でございます。こちらは、竹の入第2住宅内の樹木が、台風24号の強風により、市営住宅の敷地内の樹木が、隣地の方へ倒木したことから、早急に倒木した樹木を処分するものであり、承認をお願いしたいものであります。金額につきましては、67万5,000円でございます。以上でございます。

○岡田公園街路課長 同じく、台風24号の強風による被害による施設の修繕復旧についての2件の専決処分の承認をお願いするものでございます。12ページをお願いいたします。第11款災害復旧費、第1項土木関係災害復旧費、第1目都市施設災害復旧費都市施設等復旧事業でございます。こちらにつきましては、荒川沖駅西口広場におきまして、街路灯及びタクシー乗り場の待合場の屋根の破損に伴う修繕等となります。13ページの写真、右側の写真は拡大したもので、破損等の部分となっております。12ページに戻って、下の表でございます。都市公園等復旧事業費でございます。こちらにつきましては、7つの公園等で、フェンス、沿道等の修繕及び43の公園等で倒木等による処理の委託料でございます。14ページ、15ページが、関連する公園の一覧表で15ページの下の写真が、それぞれの施設の代表的な被害の写真となっております。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○寺内委員 写真を載せてくれたのは良いんだけど、どこの写真か分からないので、どこのところかを次回は明記して下さい。

○吉田(千)委員 写真台風24号の大きな被害は無かったけれども、1つお伺いさせていただきたいのは、勤労青少年ホームの雨樋の材質は何でしょうか。

○皆藤商工観光課長 材質までは分かりません。

○吉田(千)委員 コンクリートみたいな重いものではない。

○皆藤商工観光課長 重いものではありません。

○吉田(千)委員 材質は何かと素朴な疑問です。分かれば後で。ありがとうございます。

○内田委員 4ページ。初歩的な質問で申し訳ない。公園が何で農業関係の範囲に入るの。基本的に何でなのか教えてくれる。

○室町農林水産課長 同じこちらにつきましては、農林水産省の補助金をいただき、県営事業で整備した公園でして、そのまま、農林水産課が所管として管理しております。

○内田委員 県営でということは、県のお金でということなの。

○室町農林水産課長 そうでございます。

○内田委員 県が整備したものなの。

○室町農林水産課長 はい。

○内田委員 所有権はどこにあるの。

○室町農林水産課長 県営事業で整備させていただきまして、土浦市の方で平成16年度に、県から市の方に譲与を受けまして、農林水産課で管理しております。県営事業につきましても、その事業の規模によって国でやるか、県でやるか、市でやるか、決め事がございまして、この規模は県でやる規模ということで、県営でやっていただいております。

○内田委員 要するに、県が整備して、そっくり市にやるよ。市ではいただいたものをそっくり管理しているということが分かりました。そこで、今後、管理ということは公園という概念から考えると、いずれ、公園の方で管理するようになる。この場合、専門ではないよね。そういう事業は、他にもあるのかどうかということと、今後、どうしたら良いのかを、このまま永久に農業関係で管理していくのか、その辺をちょっとお聞きしたい。

○室町農林水産課長 今現在、土地改良事業で整備したもので、土地改良時の申請事業ということで、市の当時の耕地課が、申請をして、規模で、県営事業ということで、県で事業をしていただいて、その後、譲与を受けた形なので、基本的に整備した所管が管理しているような状況でございます。今後の状況としては、もしかしたら所管替えがあるかも知れませんが、私の中では、農林水産課が、管理をするものと考えておりますので今後もやっていきたいと考えております

○内田委員 要は、一般市民から見たら、誰が作ってどうだっというの、全然分かってないんだよね。もし、何かあった時に、公園だから、公園街路課へ電話が入ると思うよ。市民の目線から見たら、えっ農業の方でやっているのとは思わないと思うよ。過去の経緯とかは分からないと思うけれども、管理するとかは、庁内の行政改革じゃないけれども、本来あるべきだと思うよ。塚本部長。その辺どう思いますか。

○塚本都市産業部長 今、内田委員がおっしゃられましたように、市役所は縦割りということで、結局、作った当時、そのまま引き継ぐというルールが昔からありますが。おっしゃられるように、市民目線で行くと利用形態が公園なのか、まだ、農業上、利用形態をしているのかという部分で、違ってくるのではないかと思いますので、その辺の利用形態を含めて、どういう形が市民から見ているのか、今後の管理状況について、協議していきたいと考えております。

○岡田公園街路課長 やはり、同じように電話があった時に、たらい回しが無いように、承って、担当課の方に対応していただくようにお伝えしていきたいと考えております。

○内田委員 要はね、今後、農林関係でこれを土地改良として何か変化があるとかある訳じゃないでしょ。要は、公園として整備しちゃった訳じゃない。都市公園であるかないかではなく。公園として整備したのをどこが管理するのかという観点で考える必要かと思っておりますので、そのためには、ルーツは農業でも、できたものは公園だと言う感覚で管理していくべきだろうと思っております。これは意見です。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、次に、ク専決処分の承認（平成30年度土浦市下水道事業特別会計補正予算（第2回））について、説明をお願いいたします。

○岡田下水道課長 別添資料8をお願いします。1ページをお願いします。台風24号に伴う、被害復旧事業費を計上したものでございます。倒木に伴う、処分委託費といたしまして、31万5,000円。紫ヶ丘ポンプ場のモニュメントを撤去する費用といたしまして、291万6,000円。合計323万1,000円を計上したところでございます。2ページをお願いいたします。紫ヶ丘ポンプ場は、テクノパーク土浦北工業団地の造成に伴いまして、設置されました汚水のポンプ場で、平成7年に供用を開始しております。ポンプ場の建設にあたりまして、高点に天体観測機器をモチーフにしました、モニュメントが設置されましたが、固定しているボルトが劣化し、台風等により度々、ステンレス片が剥がれる事故が起きておりました。ステンレス片は、1メートルから2メートルと大きく、危険性がありますことから、撤去を行ったものでございます。説明は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「馬鹿なものを造って」という声あり。)

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、次に、ケ専決処分について（和解について）の説明をお願いいたします。

○岡田公園街路課長 別添資料9をお願いいたします。1ページをお願いいたします。桜の木の管理に関わる損害賠償の和解についてのご報告をさせていただきます。事故の発生日につきましては、平成30年5月15日でございます。事故の発生場所は、土浦市佐野子900番2地先でございます。和解の相手方は、飯田町にお住まいの酒井様でございます。事故の概要でございますが、2ページをお願いいたします。相手方車両が市道Ⅱ級23号線を走行中、道路に越境していた桜樹の枝に接触し、当該車両の一部が破損したものでございます。3ページが道路に越境した桜の枝の写真でございます。下の写真は、和解の概要につきましては、見づらくて申し訳ございません。道路から3.5メートルの高さになっております。4ページが破損した車両の写真でございます。下の写真は、車の破損した箇所を拡大したものでございます。写真の右側上部を破損したものでございます。恐れ入ります、1ページにお戻りいただいて、和解の概要でございますが、過失の割合は10対0でございます。修理費用19万2,240円を支払うものでございます。なお、現地の枝につきましては、当該桜樹の剪定作業を進めているところでございます。今後、このような事故が起こらないよう、樹木の適正管理に努めていきたいと考えております。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○勝田副委員長 これ、車両の荷台なんですか。見づらいですけれど。箱の上の方。

○岡田公園街路課長 移動美容室にトラックのコンテナ部分を改造しているものです。

○勝田副委員長 高さは、何メートルまでというのがあるんですか。果てしなく高いの

では、無いと思いますけれど。基準としては何メートルですか。

○岡田公園街路課長 車道の場合は、4.5メートルです。歩道の場合は、2.5メートルです。

○勝田副委員長 結構です、ありがとうございます。

○内田委員 聞きたいんだけど、行政管理上、民間から出ている樹木、そういう場合トラブった時には、どういう法的なものがあるのですか。あくまで、市道の真上に延びている樹木についてなんです。市の指導管理の責任になるのかどうか。

○和田道路課長 只今、内田委員のおっしゃるとおりですね、市道に出てきた木についてというのは、結構市内においては、何カ所かございますが、直接木を切ったり処分したりすることは難しいので、そういうところにつきましては、現在の報告といたしましては、その土地の持ち主の方に、お話をした中で、木を切って処分するという方法を取らせてもらっているのが現状でございます。

○内田委員 というのは、苦情があった場合は、市が所有者に、切って下さいよと言うの。

○和田道路課長 そういうふうに指導させていただいております。

○内田委員 やらない場合もいっぱいあるでしょ。そういう場合には、どうなっちゃうの。

○和田道路課長 分からないので、本会議の委員会で、報告させていただきます。

○内田委員 その時、説明する時にお願いしたいんだけど、市道を管理しているのは、市だよ。その時に、高さ1.50メートルの高さの枝が、たまたま台風の時に倒れて来た。当然苦情があれば退かす。それが、2.5メートルの時にはやらないんだよ。まあ通常、乗用車は平気なので。そのトラブった時には、市道管理は上。管理の責任は何メートルまでなのかという方程式は無いのかな。そういうことも調べて置いて。

○和田道路課長 その辺も含めまして、次回までに調べさせていただきます。

○内田委員 結構、皆、引っかかっているから。知識として頭に入れて置きたいので、よろしくお願いします。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、次に、報告事項に入ります。ア入札案件について農林水産課から順次説明をお願いいたします。

○室町農林水産課長 別添資料10をお願いします。1ページをお願いいたします。木田余地区農道整備工事でございますが、こちらの案件は、9月議会の事前委員会にて9月26日入札予定でご説明させて頂きましたが、予定の期日の入札を中止させていただき、今回再度、入札案件として報告させていただくものです。前回、中止の理由ですが、この木田余地区の農道整備につきまして、茨城県と協議をした結果、県単土地改良事業の補助採択を受けることができる路線となり、また、今年度予算の枠があることから、改めまして、県の補助金を受けることとなったこととさせていただきます。既に、補助採択を受けましたので。今回、再度発注をさせていただくものでございます。工事件名、木田余

地区農道整備工事，工事延長217.1メートル，工事内容は，路盤工，H鋼杭土留工となっておりまして，工期は，平成31年3月15日まで。予定価格は，21,460,000円となります。2ページをお願いいたします。先ほど，補正予算にてご説明いたしました，かんがい排水路整備工事の平成30年度当初から予定している工事箇所となります。工事件名，常名3期地区排水路整備工事（1工区）。工事内容は，排水フリューム布設工72.9メートル。工期は，平成31年3月15日まで。予定価格は，971万円となります。私からの説明は，以上となります。

○佐々木都市計画課長 同じく，別添資料10の3ページをお願いいたします。国補都計工第4号でございます。土浦港周辺広域交流拠点整備外構工事につきましてご報告させていただきます。先程，名称「りんりんポート土浦」について，説明させていただきましたが，入札の時点では間に合わなかったもので，工事件名の方は，こちらの名称となっております。こちら3ページには位置図を付けさせていただきましたが，只今，進めさせていただいております，交流拠点における外構工事についての工事箇所でございます。4ページについては，具体的には，施設の西側に駐車場，東側に植栽などや遊具等を整備するものでございます。工期につきましては，平成31年3月15日までとなっております。都市計画課からは，以上でございます。

○和田道路課長 道路課の入札案件につきまして，同じく別添資料の5ページをお願いいたします。市道Ⅰ級27号線舗装打ち換え工事でございます。この工事箇所は，桜ヶ丘町地内のバス通りでございます。工事概要としましては，工事延長260メートルの点線で表示しました2箇所の区間におきまして，現況幅の5.2から6.9メートル舗装面積としまして，1,610平方メートルの舗装を打ちかえるものでございます。6ページの市道Ⅱ級14号線改良工事でございます。工事箇所につきましては，下高津四丁目地内，国道6号バイパス東側の側道でございます。工事概要でございますが，工事延長95メートル区間におきまして，現況6.8メートルの幅員を，歩道の設置を含めました，7.5mに拡幅改良するものでございます。続きまして，7ページをお願いいたします。市道Ⅱ級21号線側溝清掃業務委託でございます。委託場所につきましては木田余地内の二中地区公民館付近でございます。県より移管を受けました，旧国道354号の北側に設置されております，暗渠側溝の清掃を実施するものでございます。業務内容としましては，延長130メートルの区間につきまして，堆積土砂52立米の撤去処分でございます。8ページをお願いします。市道白鳥1号線外改良工事でございます。工事箇所につきましては，白鳥新町の東側に位置する箇所でございます。工事概要につきましては，延長120メートル区間におきまして，現況幅員約3.6メートルを道路側溝付きの4.0メートルに拡幅改良するものでございます。続きまして，9ページをお願いします。市道烏山119号線流末排水整備工事でございます。工事場所でございますが，烏山四丁目の南側に位置した箇所でございます。こちらの工事概要につきましては，整備路線北側の東西にのびる，烏山119号線からの道路排水を南側に位置します烏山都市下水路へ排水するための施設，79mの区間につきまして整備するものでございます。道路課の案件につきましては，以上5件でございます。

○岡田下水道課長 資料の10ページをお願いいたします。国補公下（雨水）第1号，木田余1号雨水幹線整備工事でございます。木田余地内の雨水幹線の整備ございまして，工事延長69メートルの工事を行いものでございます。11ページをお願いいたします。

市単公下第5号、高津処理分区公共下水道（污水）移設工事でございます。県道土浦坂東線改良工事に伴いまして、既設の下水管の移設工事を行うものでございます。工事延長につきまして、管の口径200ミリメートルが216.50メートル、また、管の口径250ミリメートルが66.45メートルでございます。12ページをお願いいたします。市単公下第6号、沖宿処理分区公共下水道（污水）工事（2工区）でございます。集落内の末端区間の整備でございます。24メートルの管きよ布設工事を行うものでございます。13ページでございます。市単公下第7号神立処理分区公共下水道（污水）工事でございます。土地区画整理事業に伴いまして整備をするものでございまして、工事延長は、63.50メートルでございます。14ページをお願いいたします。市単公下（雨水）第4号工事神立菅谷雨水幹線排水路暫定整備工事でございます。神立中央五丁目地内の工事でございます。工事延長は78メートルでございます。15ページをお願いいたします。市単水路第2号田中三丁目地内小規模排水路整備工事でございます。排水フリュームの布設工事でございます。工事延長108.70メートルでございます。16ページをお願いいたします。国補公下維（工）第2号污水管きよ更生工事でございます。合流地区の污水管きよでございます。東崎地内の地上ポンプ場のすぐ脇でございます。管きよ更生工事、工事延長は、55.42メートルを行うものでございます。17ページをお願いいたします。市単公下維（工）第79号港町三丁目公共下水道（污水）補修工事でございます。前年度陥没事故がありまして、港町地内の管きよにつきまして、2,200メートルの管きよの調査を行った結果、Z管、コールタールを染み込ませた管でございますが、この管が72.69メートル、約2スパン布設されているということが確認されまして、新設布設替え工事73.53メートルの工事を行うこととございます。18ページをお願いいたします。市単公下（雨水）第5号神立菅谷雨水幹線（調整池）整備工事でございます。調整池内の掘削工事でございます。2,860立米の掘削工事を行うものでございます。下水道課からは以上でございます。

○岡田公園街路課長 引き続き、資料19ページをお願いいたします。工事件名常名運動公園暫定広場整備工事でございます。現在整備を進めております県道常名虫掛線沿いに暫定広場の整備を進めているところでございます。今回の工事内容でございますが、高さ6メートルの防球ネットの設置工事費用でございます。20,21ページをお願いいたします。続きまして、霞ヶ浦総合公園の花蓮園拡張工事でございます。20ページは、施工箇所を拡張し、丸でお示したものでございます。21ページがその配置図となっております。今回の工事概要でございますが、施設整備工55平方メートル内に施工するものでございます。説明の方は以上でございます。

○小林水道課長 資料の22ページをお願いいたします。土水新工第7号神立中央一丁目地内神立区画整理事業に伴う配水管布設工事でございます。23ページをお願いいたします。下高津二丁目地内県道土浦・坂東線（宍塚・大岩田線）整備工事に伴う切り回し工事でございます。24ページをお願いいたします。手野町地内石田地区の配水管整備のための実施設計でございます。25ページをお願いいたします。中央二丁目地内平成31年度更新工事のための実施設計委託でございます。26ページをお願いいたします。

新右左配水場の外周，6月議会で認定された市道右左136号線と右左137号線の道路課への移管に伴う分筆測量委託でございます。27ページをお願いいたします。沢辺地内のループ化のための工事でございます。今年度は、県道つくば千代田線道路の北側の方を整備いたします。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして，何かご質問等ございますか。

○勝田副委員長 すみません。24ページの手野町石田地区の配水管整備の実施設計業務委託についてお願いします。これ，工事が終わると接続することができるようになるのでしょうか。

○小林水道課長 工事が31年から33年度に計画しております。それが終われば，配水は可能となります。

○勝田副委員長 分かりました。ありがとうございました。

○川原場委員 神立菅谷雨水幹線ですけれども，これは調整池ですね。こちらで，調整池の改修工事の方は，最後になるのでしょうか。

○岡田下水道課長 調整池の整備工事につきましては，JR常磐線横断工事の竣工が平成32年度末に予定しておりますけれども，それと同時に，神立菅谷調整池の工事についても，平成32年度末を目途に整備を進めているところでございます。

○川原場委員 そうしますと，常磐線までの調整池からの幹線の工事は，全然始まってはおりませんが，これは並行して始まるということでしょうか。

○岡田下水道課長 常磐線の横断工事の方が今年から本格的にJRの方で整備が始まりまして，32年に整備を目途に，付け替え等の整備を32年度を目途に整備を進めております。

○内田委員 これ，各常任委員会の縦割りのせいだと思うんだけど，19ページの常名運動公園の防球ネットでございますが，これ，私ね，この委員会で出たのが初めてのよな感じがしますが。文教厚生委員会の方も関係があると思いますが，これどういふふうで整備するのか，その辺を教えてもらいたいと思います。今日資料が無ければ，本会議の時にお願いします。防球ネットというのは，サッカーや野球など，球技のためにやるんでしょから，どういふような内容で整備するのか，分かるようお願いしたいと思います。

○岡田公園街路課長 本会議の時に資料を提出いたします。

○寺内委員 雨水幹線の整備工事なんだけど，多分，ハス田の中だと思うんだよね。ここが一番，水が溜まってしまうところなの。

○岡田下水道課長 木田余1号雨水幹線につきましては，位置図の真ん中の下ですが，境橋とありますが，中継ポンプは木田余地内に整備されております。ここで，木田余地区の雨水を排水するために，このポンプ場から上に向かって，随時整備をするように進めておりまして，今回，この十字路までの69メートルの整備を進める予定でございます。この上流に行きますと常磐線がありますけれども，常磐線の横断工事は完成しておりまして，ここから，この黒い点々を今後整備をする予定でございまして，実際には，この木田余の集落の雨水の排水を行っているものでございます。

○寺内委員 何年計画なの。つなぐのに何年掛かるの。

○岡田下水道課長 現在、この黒い点線は常磐線のところまで、約580メートルの未整備区間がございます。これにおいて、6カ年での予算要求をしておりますが、予算の関係で、3年から4年を目途に整備をしたいと考えているんですけれども…。

○寺内委員 予算の要望をしているんだと言ったって、例えば、予算が通らなかつたら50メートルだ60メートルだと整備していても、ただお金が掛かるだけになってしまふでしょうよ。思いっきりやればそれだけ経費も少なく済む訳だから。だから、そういうところをちゃんと説明すれば、こういうところは、早くつなげられるだろうと言ってあげることができるんだよ。たった69メートルでは、何か年計画で予定しているのか知らないけれども、5年掛かるか、7年掛かるかということになっちゃうでしょうよ。JR常磐線の横断工事は終わっているんだから、後はつなぐだけなんだから、なるべく早めに2カ年、3カ年でできるようにやらないと。何かのんびりしているから、予算要望しているけれど、予算が無いんですって言うたら、5年掛かっても、7年掛かってもできないよ。担当課の方でなるべく早くやるようにやって下さいよ。

○内田委員 寺内委員はね、肝心なことを言わないと怒るよ。反対者がいるからできないだろうよ。肝心の首根っこを押さえられているから。だからそんな馬鹿なこと言ってんじゃねえつうの。ちゃんとそれを説明しろよ。

○柴沼建設部長 すみません。工事予定をしている北側に強硬に用地協力をいただけない方で、反対される方が残っておりまして、結構な土地を所有されておりまして、現在も用地交渉したいと思っておりますが、それも拒まれており、地元の方とか土地改良区の方、区長さんを含めて、交渉をできるように進めているところでございます。そういうことから、遅れていることは事実でございますが、JR常磐線の方も横断工事も終わりましたので、なるべくそういった接続に向けても頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○寺内委員 予算をどうのこうのと逃げるような答弁をしてはいけないんだよ。例えば議員なんだから、もしかしたら地権者は知っているから協力してくれっけってということも言えるんだから。内田委員が言ったように、ふざけるんじゃないってなるんだよ。実際にこういうようなトラブルがあるから、事業が進まないんですということをちゃんと説明をしないと駄目だよ。この委員会で色々審議しているんだから、逃げの答弁はしないように。地権者が賛成してくれないから工事ができないんだから。それを隠す必要は無いんだよ。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、次に、イ 千代田神立ラインの運行について、執行部から説明をお願いいたします。

○佐々木都市計画課長 別添資料11をお願いいたします。報告事項 イ 千代田神立ラインの運行についてご報告させていただきます。1ページをお願いいたします。この件につきましては、委員会の皆さまにつきましては、2018年11月12日にご一報

の方をさせていただきましたが、改めてご説明させていただきますと、千代田神立ラインの運行につきましては、今年の6月の委員会の方で、JR神立駅周辺のバス路線の新設計画について、かすみがうら市と協議を進めている旨、ご報告させていただきましたが、先日、かすみがうら市から、神立駅を結節点とし、土浦協同病院を結ぶバス路線「千代田神立ライン」につきまして、具体的に来年の10月1日から運行を予定しているとお話がありました。そのようなことから、本日ご一報の方させていただきました。本市といたしましても、この計画の中で、通勤上大変重要な場所となりますことから運行経費の一部補助等についても検討しておりますので、改めて協議をすすめておりますので、ご報告させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。以上です。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

○勝田副委員長 これは、かすみがうら市の事業に、土浦市が乗るような事業であると聞いておりますが、総事業費がいくらで、土浦市の負担分がいくらで、また、土浦市の公共交通会議にかけるのかどうか、それからバス停の土浦市域側に対して、かすみがうら市から打診があるかどうかについて教えて下さい。

○佐々木都市計画課長 今年の3月に、かすみがうら市公共交通再編実施計画の中で、位置付けられた事業ですね、具体的には、千代田神立ラインの背景には、人口が多く、移動する施設が点在するルートとして、JR神立駅やショッピングモール周辺のかすみがうら市の中心部から土浦協同病院を結ぶ移動軸を設定するというようなことで、今回、千代田神立ラインの路線を設定するというようなことでございまして、今回、かすみがうら市の方からは、我々の方に、要は、土浦市内の方、土浦協同病院までのバス路線を設定することになると土浦市内を走るということなるということ、最初に我々の方に話がございました。まず路線については、かすみがうら市の会議の方で決めていく。今、お話がございました、バス停につきましては、基本的にはかすみがうら市の方で決めていくというようなことでございます。その中で、市の方で一部負担をして、何かできることがあるかどうかということ、連携して検討しているところでございます。基本的には、かすみがうら市の事業に、勝田副委員長のおっしゃるとおり乗るといってございまして、我々の方の会議の中で、このルートがどうなのかというのを検討することが、正直できるような状況ではない。かすみがうら市の中で、決めていく中に、土浦市が一部乗るようなイメージで、バス停についても、市の方でも、現段階ではできる状況ではないということでもあります。以上でございます。

○勝田副委員長 土浦市の方の事業費は、どの位あたりするんですか。

○佐々木都市計画課長 今回の説明で、来年の10月の1日から運行するのみで、事業者が決まっていないところで、ルートについても、まだ、確定していないということ、まだ、ある程度のものできているかも知れませんが、それは確定していないので、公表できないということで、事業負担につきましては、土浦協同病院まで行くのは、かすみがうら市の方では、最初から予定しているということです。そこまでは土浦市内であっても見るということです。その中で、土浦市が連携できる部分の割合だ

け負担するというような形で、検討を進めているところでございます。以上でございます。

○小坂委員長 よろしいですか。

○勝田副委員長 はい。

○川原場委員 路線については、どのルートを通るのか、市の方の希望としては、一応提案しているんでしょ。

○佐々木都市計画課長 かすみがうら市の方で、神立周辺の地区からは、かすみがうら地内を廻って、土浦協同病院へ行く足を確保することが大前提でございますので、そこまでのルートについては、基本的には、かすみがうら市の方で決めていくような形になるかと思いますが、ただ我々も協議会の方におりますので、何かしらの要望等を話すことができるかも知れませんが、基本的には、かすみがうら市の方で決めることとなります。

○川原場委員 分かりました。要望しておいて下さい。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 それでは、質問もないようですので、(3) その他に移ります。アの工事発注状況報告については、各自資料に目を通して置いて下さい。ということで、説明は省略いたします。続きまして、イの県南広域水道用水供給事業料金に関する要望について、説明をお願いいたします。

○小林水道課長 別添資料13をお願いいたします。1ページをお願いいたします。県南広域水道用水供給事業料金に関する要望について、県知事及び県企業局長に対して要望活動を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。この要望活動は、水道事業の安定した経営のため、費用の内最もウエイトを占める受水費の値下げを要望しているものでございます。県企業局から受水している本市を含めた県南8団体が平成22年度から実施しているものでございます。本市、つくば市、県南水道企業団の3団体が輪番で代表幹事をつとめております。今年度は、土浦市長が代表幹事として、10月9日に要望してまいりました。企業局長からの回答といたしましては、まずは将来の投資による料金値上げを抑えるための資金確保が第一であります。来年度は3年に1度の受水料金の見直し時期であるので、精査していきたいとの回答でございます。説明の方は以上でございます。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 それでは、農林水産課の方からお願いいたします。

○室町農林水産課長 本日お手元に配布させて頂きました資料として「台風第24号による農林水産関係被害への支援対策について」ご報告させていただきます。1ページをお願いいたします。今年9月30日に、この地域を襲った台風24号に関して、農林水産省では、被災した農家への支援策として、被災農業者向け経営体育成支援事業が発動されました。支援内容ですが、「主な内容」に記載されているとおり、助成対象者は、台

風24号により農業用施設等が被災した者であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した施設の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者となっております。2ページをお願いします。土浦市内では、主に農業用ハウスの再建が想定されており、事業の補助率については、10分の3ですが、園芸施設共済加入の場合は、共済金の国費相当額を合せて事業費の2分の1相当の支援があります。現在、農家の方々に対して、農家組合長をとおして、支援事業の概要を回覧し、事業の要望調査を始めております。なお、国からは詳細なスケジュールは示されておきませんが、早急な対応が必要であることから、12月中旬までに要望を取りまとめて、年内内示、年明け早々に交付申請と、タイトなスケジュールが想定されます。委員の皆様には、被災支援の件数及び事業費を、今現在お示し出来ず申し訳ございませんが、国の被災支援事業であるため、国から示されたスケジュールにより、事務を進めなければならないことから、専決処分にて対応することになるかと存じますが、よろしく願いいたします。私からの報告は以上となります。

○小坂委員長 ただ今の説明につきまして、何かご質問等ございますか。

(「なし」という声あり。)

○勝田副委員長 これは、農家の方はどこに申請をするの。

○室町農林水産課長 こちらについては、市の方で要望を取りまとめして、要望を市から県へあげ、それから、県から国にあげる形となります。事業計画の承認をいただいから、内示がありまして、交付申請するような形になってございます。説明が不足しておりましたが、こちらにつきましては、タイトなスケジュールとなる形でございますので、専決処分で行わせていただきたいと考えておりますので、ご承認をお願いいたします。

○勝田副委員長 よく分からないんだけど、農家の人は、いつの時期に誰に申請をするんですか。

○室町農林水産課長 今現在、市の農林水産課がその窓口となって、要望の取りまとめを12月7日までにお願いたしますということで、地元の方に回覧しておりますので、その相談を受けながら、今後、手続きの方をやっていきたいと考えております。

○勝田副委員長 市の農林水産課に問い合わせをすれば良いんだね。

○室町農林水産課長 はい。

○勝田副委員長 分かりました。

○小坂委員長 JAは関係ないの。

○室町農林水産課長 JAの施設も農業者ということであれば、該当になります。

○小坂委員長 他に何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 執行部の方で、何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 無ければ、執行部の方は退席していただいて結構です。どうもお疲れさまでした。

(執行部退席)

○小坂委員長 その他といたしまして、4つございます。まず1つ目は、全員協議会を12月4日(火)午前9時から2つ目は議会だより新年号(No.234号)各議員の抱負掲載の原稿の締め切りとなっておりますので、各自よろしく願いいたします。3つ目は産業建設委員と執行部との懇親会について12月13日(水)午後6時からで、場所については、本会議の委員会議の時にお知らせさせていただきます。会費については、7,000円で、委員会の積立から徴収させていただきます。4つ目は執行部との議員との懇親会は、議会最終日、12月18日(火)午後6時から、よし町で行います。会費は、9千円で、同じく、積立から徴収とさせていただきます。委員の方から何かございますか。

○竹内委員 委員長，懇親会両日とも欠席で。

○柴原委員 委員会の懇親会は欠席で。

○川原場委員 同じく委員会の懇親会は欠席で。

○小坂委員長 はい，分かりました。他に委員の方から何かございますか。

(「なし」という声あり。)

○小坂委員長 無ければ，これで産業建設委員会を閉会します。お疲れさまでした。